

第 1 回 看 護 職 員 需 給 見 通 し に 関 す る 検 討 会	参考 資料
平成 2 6 年 1 2 月 1 日	2

看護職員確保対策の経緯

- 昭 2 3 保健師助産師看護師法制定
厚生省医務局に看護課設置 昭 2 6 保健師助産師看護師法改正。
准看護師制度ができ、今日の骨格が形作られた。
看護師等養成所施設整備事業（自治体、公的）創設
- 昭 3 1 行政機構改革による中央省庁再編により看護課廃止
- 昭 3 3 「基準看護」制度創設→看護体制の充実化
- 昭 3 5 看護師の労働条件改善を要求する全国規模の病院ストライキ
- 昭 3 6 国立病院療養所勤務の看護職員の労働時間 週 4 8 時間→週 4 4 時間
国民皆保険制度創設
- 昭 3 7 修学資金貸与補助制度の開始
- 昭 3 8 看護師養成施設整備費の拡充
医療制度調査会中間報告「医療制度全般についての改善の基本方策」
・需給計画策定、財政援助（奨学制度、施設整備、運営費）、未就業者の活用対策を促進すること
厚生省医務局に看護課を設置
- 昭 4 0 全医労要求に対する人事院判定
・夜勤 2 人以上、月平均 8 回以下（二八体制）
- 昭 4 2 未就業看護師講習会の開始
- 昭 4 4 参・社労委「看護職員の不足対策に関する決議」採択
・養成機関の拡充整備、夜間勤務の改善、人事院判定の実行 等
- 昭 4 5 看護師等養成所運営費補助開始
看護教員養成講習会委託事業開始
国立病院等で 3 年計画で看護師を増員
- 昭 4 7 看護師共同利用保育施設整備費補助開始
- 昭 4 8 看護制度改善検討会報告
・看護業務の明確化、看護需要の再検討、処遇改善、潜在看護師の活用、勤務条件の改善、看護大学の設置推進等

昭49. 2 第一次看護師需給計画策定

○社会保障長期計画懇談会において作成

○背景：慢性的看護師不足

○特徴

- ・ 5ヶ年計画（昭49～53）
- ・ 看護師、准看護師及び病院に勤務する助産師を対象として算定
- ・ 諸外国における看護師数等の数値を参考にして計画

	昭49		昭53
必要数見込	421千人	→	489千人
就業者数見込	393千人	→	490千人
実績	387千人	→	479千人

昭49 病院内保育施設運営事業（補助金）の助成

昭50 全都道府県にナースバンク設置

「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護師、保母等の育児休業に関する法律」公布（昭51 施行）

昭52 看護研修研究センター設置

ILO総会「看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する条約」（149号条約）を採択

昭54 民間養成所の建替整備補助開始

昭54. 9 第二次看護師需給計画策定

○看護体制検討会において作成

○背景：地域別、設置主体別、施設規模別の看護婦需給の格差
将来的に予想される看護婦需要の増大への対応

○特徴

- ・ 7ヶ年計画（昭54～60）
- ・ 現行の関連諸制度及びその実態を考慮したよりきめ細かいものとした。

	昭54		昭60
必要数見込	562千人	→	663千人
就業者数見込	515千人	→	664千人
実績	507千人	→	668千人

昭 5 9 看護体制検討会「看護体制の改善に関する報告書」

- ・看護チーム体制の強化、保健師・助産師の男性への対象拡大の検討、勤務体制・夜勤体制の配慮、労働条件・就業環境の改善、在宅ケアの推進、教育訓練の充実

昭 6 2 看護制度検討会報告書

- ・養成の促進、専門看護婦（士）の育成、訪問看護婦（士）の育成、看護教員の養成体制の確立、保健婦資格の男性への対象拡大、生涯教育の充実強化、看護管理者の認定システムの確立 等

平元 教育課程の見直し（男女区別の撤廃、老人看護学の専門科目化等）

（平成 2 年度から実施）

国家試験の改善（状況設定問題の採用等。平 2 年 3 月試験から変更）

平元. 5 看護職員需給見通し策定

○背景：患者数の増、複数夜勤の普及等による看護職員の養成確保

医療計画策定の義務付け（昭 6 0 年医療法改正）による病床の増加の伴う看護職員の需要の影響

○検討会設置せず

○特徴

- ・ 7 ヶ年計画（昭 6 3 ～平 6）
- ・ 保健師、助産師、看護師及び准看護師を対象
- ・ 各都道府県が地域住民の需要を反映し策定した需給見通しを基礎とする

	昭 6 3		平 6
必要数見込	8 3 1 千人	→	9 3 5 千人
就業者数見込	7 6 6 千人	→	9 3 5 千人
実 績	7 7 8 千人	→	9 6 2 千人

平元 高齢者保健福祉推進 1 0 か年戦略策定（ゴールドプラン）

平 3 保健医療・福祉マンパワー対策本部中間報告

- ・検討の方向性 社会的評価の向上、労働条件の改善、養成力の強化、潜在マンパワーの就業促進、サービス供給体制の改善
- ・看護職員需給見通しを早急に見直すべき

平成 4 年度保健医療・福祉マンパワー対策大綱決定
法案化の方針を明示

「看護の日」の制定
老人保健法の改正 老人訪問看護制度の創設（施行は平4）

平3. 12 看護職員需給見通しの見直し

○背景：「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）の策定による医療・福祉マンパワーの大幅な確保の必要性、労働条件の改善（週40時間、週休2日制、夜勤回数の軽減、育児休業）に伴う看護職員の需要増

○検討会設置せず

○特徴

- ・10ヶ年計画（平3～12）
- ・各都道府県の需要数・供給数の見込みを基に策定

	平3		平12
需要数見込	932千人	→	1,159千人
就業者数見込	858千人	→	1,159千人
実績	852千人	→	1,165千人

平4 育児休業法成立

看護師等の人材確保の促進に関する法律成立

看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針の策定

看護職員生涯教育検討会報告

- ・生涯教育の体系と内容、方法を提言

ナースセンター事業（補助金）創設

平5 看護職員離職防止特別対策事業（補助金）創設

（平8～看護職員確保対策特別事業に拡充）

保健師助産師看護師法の改正 男子の保健業務への就業を可能

看護業務検討会報告書

- ・他職種等との業務連携、看護業務の効率化・合理化、働きやすい勤務体制のあり方等

平6 少子・高齢社会看護問題検討会報告書

- ・看護基礎教育の充実、生涯教育の充実、介護問題と看護職員需給見通しの点検、看護婦等の名称変更の検討

エンゼルプランの策定

新ゴールドプランの策定

看護師宿舎施設整備事業創設

看護師勤務環境改善施設整備事業創設

平 7 育児休業法改正（育児・介護休業法）

平 8 看護師教育課程の見直し（在宅看護論、精神看護学の設定、専任教員配置の充実等）

准看護師問題調査検討会報告

・ 21 世紀初頭の早い段階を目途に看護師養成制度の統合に努力

平 9 介護保険法成立（平 12 年施行）

平 11 准看護師の移行教育に関する検討会報告

・ 教育期間を短縮した移行教育を提言

准看護師の資質の向上に関する検討会報告

・ カリキュラムの拡充、教員体制の充実

教育課程の見直し（高校及び専攻科における看護師養成課程（5 年一貫教育）の設置、准看護師教育課程における教育体制の充実等。平 14 年度から施行。）

新エンゼルプランの策定

ゴールドプラン 21 の策定

平 12. 12 看護職員需給見通し

○看護職員の需給に関する検討会で作成

○背景：介護保険制度の実施など、看護職員を取り巻く環境の大きな変化、21 世紀初頭における看護職員の計画的・安定的確保

○特徴

- ・ 各県の積み上げを基に流入出等のマクロ調整
- ・ 医療提供体制の変革期であること、介護保険制度が施行後 5 年を目途に検討されることを踏まえて 5 年

	平 13		平 17
需 要 数	1, 217 千人	→	1, 306 千人
供 給 数	1, 181 千人	→	1, 301 千人
実 績	1, 188 千人	→	1, 308 千人

平 13 看護職員就労確保総合支援事業（補助金）創設

保健師助産師看護師法の改正（障害者の欠格条項の見直しと守秘義務規定の

整備）（平 1 3 年施行）

保健師助産師看護師法の改正（名称変更）（平 1 4 年施行）

育児・介護休業法改正（子どもに対する看護休暇制度の導入、育児中の時間外労働の制限等）

平 1 5 看護師 2 年課程通信制の創設（平 1 6 年度から施行）

労働者派遣制度の改正（紹介予定派遣の解禁）

新たな看護のあり方に関する検討会報告書

- ・ 平 1 4 年 9 月の中間まとめで、静脈注射を診療の補助と位置付け
- ・ 最終報告で、看護師等は、医師の包括的指示の下で、療養生活支援の専門家として、的確な看護判断と適切な看護技術の提供を行うべき。そのための資質向上が必要

看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書

- ・ 到達すべき看護技術教育の内容と範囲の明確化、臨地実習において学生が行う基本的な看護技術の考え方を提示

看護師等養成所の教育活動に関する自己評価指針作成検討会報告書

- ・ 自己評価指針の提示

次世代育成支援対策推進法の成立

平 1 6 新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書

- ・ 新人看護職員研修到達目標、指導指針を提示

平 1 7 医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会報告

- ・ 法改正等を念頭に置いた検討
- ・ 免許保持者の届出義務、新人看護職員研修、専門性の向上等

平 1 7. 1 2 看護職員需給見通し

○第六次看護職員需給見通しに関する検討会において策定

○背景：看護業務が複雑多様化し、その業務密度が高まっていること、患者本位の質の高い医療サービスの実現する必要があることから、看護職員の質・量とも確保することが求められているため。

○特徴

- ・ 関係団体、有識者、住民代表等の参加協力を得て需給見通しに係る検討の場を各都道府県に設置。

- ・ 短期労働者（パート・アルバイト等）について常勤換算
- ・ 助産師についても需給見通しを策定

（看護職員）	平 1 8		平 2 2
需要見通し数	1, 3 1 4 千人	→	1, 4 0 6 千人
供給見通し数	1, 2 7 2 千人	→	1, 3 9 1 千人

（助産師）	平 1 8		平 2 2
需要見通し数	2 8 千人	→	3 0 千人
供給見通し数	2 6 千人	→	2 9 千人

- 平 1 8
- ・ 保健師助産師看護師法の改正（①看護師資格を持たない保健師及び助産師の看護業務への対応、②名称独占、③行政処分を受けた看護職員に対する再教育（①②は平 1 9 年 4 月、③は平 2 0 年 4 月施行））
 - ・ 医療法等の改正（①助産所における嘱託医師及び連携医療機関の確保（平 1 9 年 4 月施行）、②看護記録（①②は平 1 9 年 4 月施行））
 - ・ 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第 1 7 条及び歯科医師法第 1 7 条の特例等に関する法律（外国人看護師等の臨床修練 平成 1 9 年 4 月施行）
 - ・ 看護基礎教育の充実に関する検討会（カリキュラム改正）
- 平 1 9
- ・ 看護基礎教育のあり方に関する懇談会
看護職が備えるべき資質とそうした資質を備える看護職を養成する看護基礎教育の充実の方向性を提示
 - ・ 看護職員の多様な勤務形態による就業促進事業
 - ・ 助産師養成所（定時制）開校促進事業
- 平 2 0
- ・ 教育課程の見直し（教育内容と時間の拡充、看護師課程に統合分野の創設）
 - ・ 新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業
 - ・ 在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護の一体型サービス提供モデル事業
 - ・ 助産師確保地域ネットワークづくり推進事業
 - ・ 院内助産所・助産師外来のための医療機関管理者及び助産師研修事業
 - ・ 院内助産所・助産師外来設備整備・施設整備事業（公的立及び民間立分）
 - ・ 病院内保育所施設整備事業（公的立及び民間立分）
- 平 2 1
- ・ 保健師助産師看護師法・看護師等の人材確保の促進に関する法律改正

看護師国家試験の受験資格を有する者の欄に、大学で必要な学課を修めて卒業した者が明記された（保助看法第 21 条）

保健師国家試験の受験資格および助産師国家試験の受験資格が、文部科学省指定の学校にて 6 ヶ月以上の教育を受けた者から、1 年以上教育を受けた者に延長された（保助看法第 19・20 条）

卒後臨床研修（特に新人研修）が努力義務化された

・「看護の質の向上と確保に関する検討会」中間とりまとめ

①看護教育のあり方について

②新人看護職員の質の向上について

③チーム医療の推進について

④看護職員の確保について

・新人看護職員研修に関する検討会

・チーム医療の推進に関する検討会

平 2 2 ・「今後の看護教員のあり方に関する検討会」報告

・「チーム医療の推進に関する検討会」報告書

・チーム医療推進会議及びチーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ

平 2 2. 1 2 第七次看護職員需給見通し

平 2 3 ・「看護教育の内容と方法に関する検討会」報告

教育課程の見直し（保健師及び助産師課程における教育内容及び時間の拡充）

・「新人看護職員研修に関する検討会」報告書

・看護師等の「雇用の質」向上 P T 報告（旧 P T 報告）＋ 5 局長通知

平 2 4 ・介護保険法改正

* 医療と介護の連携の強化等（地域包括ケアの推進等）

* 介護人材の確保とサービスの質の向上（介護職員等によるたんの吸引等の実施）

平 2 5 ・医療分野の「雇用の質」向上 P T 報告（新 P T 報告）＋ 6 局長通知

・「社会保障制度改革国民会議」報告取りまとめ

→ 秋の臨時国会で「一体改革のプログラム法」成立

・新人看護職員研修ガイドラインの見直しに関する検討会

・「チーム医療推進会議」報告書（特定行為に係る看護師の研修制度について）

- ・「社会保障審議会医療部会」取りまとめ
 - 医療機関の勤務環境改善システム導入を提言
 - 手順書により特定行為を実施する看護師の研修制度の創設を提言
- 平 2 6 ・「新人看護職員研修ガイドラインの見直しに関する検討会」報告書
- ・医療介護総合確保推進法成立
 - * 医療機関の勤務環境改善システムを制度化（医療法・平 2 6 . 1 0 . 1 施行）
 - * 特定行為に係る看護師の研修制度の創設（保助看法・平 2 7 . 1 0 . 1 施行）
 - * 看護師等免許保持者のナースセンターへの届出制度創設（人確法・平 2 7 . 1 0 . 1 施行）